

給付金ご請求ガイド



書類でのお手続き

① 弊社へのご連絡

「保険証券」「フコク生命だより」などをご用意のうえ、ご連絡ください。



お客さまセンター

0120-259-817

受付時間 平日9:00～17:00
(12/30～1/3を除く)

弊社
担当者

お客さま

弊社へのご連絡の際にお伺いすること

- 記号・証券番号
 - お申出人のお名前・受取人との続柄
 - 入院・手術をされた方のお名前
 - 入院などの原因(病気・ケガ)
 - 入退院日・通院日・手術日・手術名(Kコード)
 - ケガをした日・原因
 - 連絡先
- 他

フコク生命

お手続き方法をご案内のうえ、必要書類を郵送またはお届けします。

② 必要書類のご提出

お客さま

請求書などに必要事項を記入・押印し、必要書類をご準備ください。
書類がそろいましたら、弊社へご提出ください。

✔ お手続きに必要な書類については 2 ページをご参照ください。

フコク生命

必要書類が弊社に到着してから内容を確認し、お支払手続を開始します。

③ お支払内容のご確認

お客さま

後日お届けします給付金お支払明細書にて、お支払いした内容をご確認ください。



WEBでのお手続き

スマートフォンからお手続きが可能です。

対象となる給付金

- ・ケガによる手術給付金
※外来に限りです
- ・特定損傷給付金(骨折など)

① 必要書類のご準備

お客さま

- 領収書
- 診療明細書
- 特定損傷治療証明書
※特定損傷給付金のご請求に必要な
※医師の証明が必要

② ご請求手続

お客さま

各種おたより掲載の二次元コード
もしくは弊社ホームページより
お客さまマイページへアクセスし、
必要事項の入力と必要書類の写
真をアップロードしてください。

フコク生命

お客さまから送信いただいた情報を確認し、お支払手続を開始します。

✔ お支払いまでのスケジュールについては 4 ページをご参照ください。

2

受取人について

受取人となる方は、ご請求内容によって異なります。
ご請求手続は、受取人ご本人から行っていただきます。

入院・手術給付金をご請求される時	被保険者 ご契約によっては、契約者が受取人の場合があります。
保険料払込免除をご請求される時	契約者 学資保険における契約者死亡・高度障害の場合は被保険者
受取人が未成年の時	受取人の親権者または未成年後見人
受取人が亡くなられている時	受取人の法定相続人
家族型(妻・子供)の保険金・給付金をご請求される時	主契約の被保険者
学資保険とパックで加入された医療保険の入院・手術給付金をご請求される時	契約者
受取人ご本人がご請求を行う意思表示ができない時	指定代理請求人(※)

※「指定代理請求特約」を付加されている契約が対象です。

※「指定代理請求特約」が付加されていない契約でも、ご本人以外からご請求できる場合があります。
配偶者さま、またはお子さまなどご親族よりお問合わせください。

3

提出書類について

ご提出いただく書類は、ご請求内容によって異なります。
お客さまからご請求手続のご連絡をいただいたあと、必要書類を郵送またはお届けします。
受取人ご自身が書類に記入・押印してください。
以下が代表的な例です。

|| 病気またはケガで入院・手術をしたとき ||

- 給付金等請求書
- 入院・手術証明書(診断書) ● ポイント
- 事故報告書(ケガによるご請求の場合のみ)

● ポイント 簡易なお取扱いができる場合があります

入院・手術給付金などの請求で、所定の基準を満たす場合、「弊社所定の診断書」に代えて、医療機関発行の領収書・診療明細書などと、受取人にご記入いただく「入院・手術事情報告書」による簡易なお取扱いができる場合があります。

詳しくは次のページをご参照ください。

■ 診断書取得費用について

診断書の発行にかかる費用はお客さまのご負担となります。

※ただし、保険金・給付金をまったくお支払いできなかった場合で、所定の要件を満たす場合には、診断書取得時にご負担された費用相当額として所定の金額をお支払いします。(ご負担額実費ではありませんのであらかじめご了承ください。)



【ご注意】

書類の不足や内容に不明な点がある場合には、弊社よりご連絡をさせていただく場合があります。
ご提出いただいた書類の内容によっては、弊社より直接医療機関などへ確認させていただく場合もあります。

診断書のご提出を省略できる場合

一定の条件のもと、診断書のご提出を省略し、「入院・手術事情報告書」と「領収書」や「診療明細書」などのコピーをご提出いただき、給付金などをご請求いただくことができます。

以下の条件をすべて満たす場合、診断書のご提出を省略できます。

- 入院・手術 によるご請求であること
- 責任開始日(復活含む)から2年以上経過していること
※ケガによる入院・手術の場合は責任開始日から2年以内であっても診断書のご提出を省略できます。
- 高血圧・糖尿病・悪性新生物(がん)・睡眠時無呼吸症候群(疑いを含む)に関する入院・手術のご請求ではないこと
※悪性新生物(がん)には約款で定める「対象となる悪性新生物／上皮内新生物等／がん」を含みます。
※高血圧・糖尿病・悪性新生物(がん)の治療を目的とした入院・手術により給付金が支払われる特約が付加されていない場合は除きます。ただし、所定の保険種類で悪性新生物(がん)に関する手術をされた場合は、弊社所定の診断書が必要です。
- 出産日を含む入院のご請求ではないこと

ポイント 上記の条件を満たす場合でも、以下の給付金などのお支払いがある場合は、診断書のご提出が必要です。

- 放射線治療給付金
- 放射線治療や温熱療法による手術給付金
- 保険料払込免除
- 重度生活習慣病治療給付金
- 急性心筋梗塞治療給付金
- 脳卒中治療給付金
- がん診断治療給付金
- がん治療給付金
- がん診断給付金
- 先進医療給付金
- 移植医療給付金

診断書の代わりに、以下の書類をすべてご提出ください。

- 弊社所定の書類
 - 入院・手術事情報告書
 - 事故報告書(ケガによる請求の場合のみ必要です。)
- 医療機関発行の書類
 - 領収書コピー
 - 診療明細書(全ページ)コピー

※患者名・医療機関名・ご請求いただく入院の入退院日・手術名が記載されていることが条件です。

ポイント 上記の書類でご請求内容の詳細が確認できない場合は、診断書のご提出をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

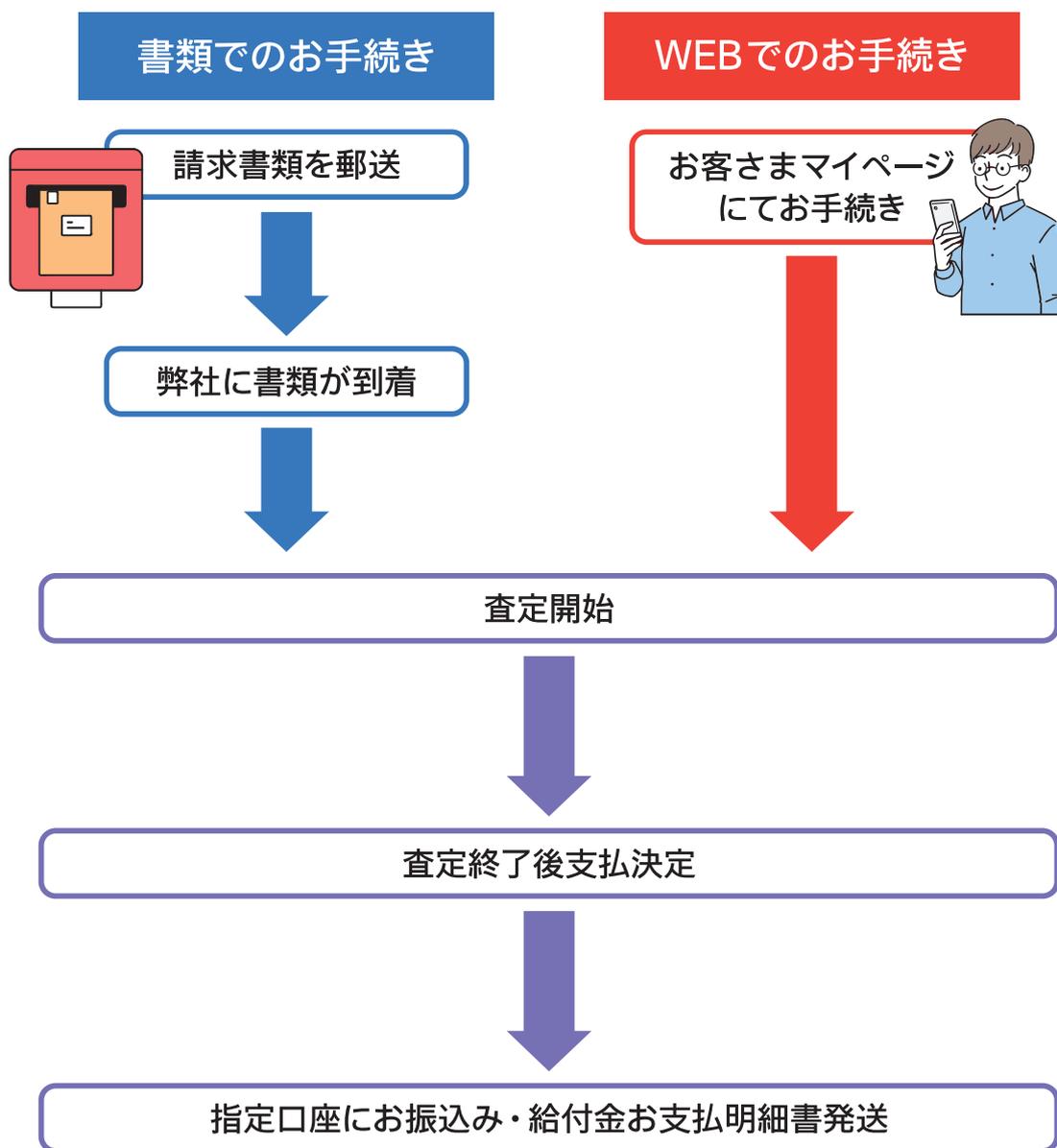
※2026年3月時点の取扱いであり、今後変更となる場合があります。

4

お手順開始からお支払いまでの流れ

弊社に必要書類が到着した日の翌営業日から、原則5営業日以内にお支払いするよう努めております。弊社が送金のお手続きをした翌営業日に、ご指定いただいた口座にお振込みいたします。お支払いまでの日数が5営業日(※)を超える場合は、遅延利息をつけてお支払いします。

《お支払いまでのイメージ》



【ご注意】

- 給付金をお支払いするために、事実の確認（治療の内容・経過、障がいの状態、事故の状況などについて、受取人・医療機関・捜査機関などへ確認すること）をする場合があります。
- 書類の不足、記入漏れなどがある場合、弊社からご連絡します。

※ご加入の商品によっては5営業日ではなく5日場合があります。

給付金をお支払いできない場合

以下は給付金をお支払いできない場合の代表例です。

支払事由・免責事由はご契約内容により異なりますので、「ご契約のしおり—**一定款・約款**」をご確認ください。

責任開始期前の発病の場合

責任開始期前の病気やケガを原因とする入院の場合、入院を事由とする給付金はお支払いできません。

代表的な例

責任開始期前より治療を受けていた「椎間板ヘルニア」が責任開始期以後に悪化し入院したとき

告知義務違反があった場合

故意または重大な過失によって事実を告知しなかった場合や、事実と異なる内容を告知したときは、お支払いできません。

※お申込みに際し、そのときの被保険者の健康状態などについて正確に告知していただく必要があります。

代表的な例

契約前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書で正しく告知せずに入社し、契約の1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝がん」で入院したとき

免責事由に該当する場合

被保険者の故意または重大な過失や、被保険者の精神障がいや泥酔の状態を原因とする事故の場合、お支払いできません。

代表的な例

被保険者が故意に高所から飛び降りてケガをし、入院したとき

セコム損保のガン保険「自由診療保険メディコムプラス」を セットでご加入の場合

がんと診断されたら

治療を始める前に、セコム損保のメディコム・ナースコールセンターにお電話ください。

メディコム・ナースコールセンターの連絡先は、**保険証券**または**給付金お支払明細書**に記載しております。



【ご注意】

弊社の医療保険などに定める悪性新生物(がん)とは、対象が異なる場合があります。

富国生命保険相互会社

〒270-1352 千葉県印西市大塚 2-10

フコク生命 お客様センター

0120-259-817

受付時間 平日9:00～17:00(12/30～1/3を除く)

フコク生命のホームページ <https://www.fukoku-life.co.jp>

担当者